○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年七月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月十五日から同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）までの間、毎日〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年七月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月十五日から同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）までの間、毎日〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
相模原市緑区西橋本二丁目一〇〇番九から同市緑区西橋本五丁目一〇〇番八まで	前	三九・二八～六八・六九メートル
	後	三九・八〇～六八・六九メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	相模原市緑区西橋本二丁目四番一から同市緑区西橋本五丁目三番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月八日

○近畿地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
加東市田中字南池ノ内七六番二から同市田中字中之芝二六一番まで	前	四七・七六～六二・二〇メートル
	後	三八・八二～五三・二二メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年七月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百六十八号	奈良県吉野郡十津川村大字折立から同村大字折立一番二を経て同村大字小原まで	改築	平成二十五年七月八日

○近畿地方整備局告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局奈良国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　二十五号　大和郡山市横田町地先から大阪市天王寺区逢阪二丁目地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　丸紅アクセスソリューションズ　株式会社　代表取締役社長　齊藤　秀久

住　所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十五年七月八日から本協定の存続する日まで

○近畿地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司